

# 兵庫県公報

令和3年8月10日 火曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

訓令	ページ
○ 決裁規程等の一部を改正する訓令（人事課）	1

## 訓令

### 兵庫県訓令第6号

本庁  
地方機関

決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年8月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 決裁規程等の一部を改正する訓令

(決裁規程の一部改正)

第1条 決裁規程（昭和42年兵庫県訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「部長（）」の右に「新県政推進室長、」を、「局長（）」の右に「次長並びに」を加え、「知事室長」を「秘書広報室長」に改め、「課長（）」の右に「新県政推進参事及び」を、「室長（）」の右に「新県政推進室長及び」を加える。

第6条第2項第7号中「本庁」の右に「、新県政推進室」を加え、「知事室」を「秘書広報室」に改め、「置く参事（）」の右に「新県政推進参事、」を加える。

第7条第2項第1号中「所掌する事務」の右に「（次長にあっては、その担任する事務。第3号において同じ。）」を加え、同項第4号中「事業」の右に「（次長にあっては、その担任する主要な事業）」を加え、同項第5号中「職員」の右に「（次長にあっては、その担任する事務を処理する職員）」を加える。

附則第3項（見出しを含む。）中「政策創生部長」を「新県政推進室長、政策創生部長」に改める。

別表第1企画県民部の部広報戦略課の項及び広聴課の項を削り、同部秘書課の項の次に次のように加える。

広報戦略課		広報計画を作成すること。	
広聴課		広聴計画を作成すること。	

(職員服務規程の一部改正)

第2条 職員服務規程（昭和36年兵庫県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「理事」の右に「、新県政推進室長」を加え、「、まちづくり部長」を「及びまちづくり部長（第3号において「部長等」という。）」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第3号中「局長（）」の右に「新県政推進室の次長並びに」を加え、「知事室長」を「秘書広報室長」に、「部長」を「部長等」に改め、同条第4号中「課長（）」の右に「新県政推進参事及び」を加え、同条第6号中「室長（）」の右に「新県政推進室長及び」を、「課長（）」の右に「新県政推進参事及び」を加える。

(公印規程の一部改正)

第3条 公印規程（昭和37年兵庫県訓令甲第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「知事室」を「秘書広報室」に改め、同条第2項中「知事室長」を「秘書広報室長」に改める。

別表理事印の款の次に次のように加える。

新県政推進室長印	方27	新県政推進室長の指定する新県政推進参事
----------	-----	---------------------

別表県印の款の次に次のように加える。

新県政推進室印	方27	新県政推進室長の指定する新県政推進参事
---------	-----	---------------------

(官報報告規程の一部改正)

第4条 官報報告規程(昭和38年兵庫県訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第378条に規定する」の右に「新県政推進参事、」を加える。

(財産評価委員会規程の一部改正)

第5条 財産評価委員会規程(昭和38年兵庫県訓令甲第22号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「課長(」の右に「新県政推進参事及び」を加える。

(統計調査調整規程の一部改正)

第6条 統計調査調整規程(昭和39年兵庫県訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「課長(」の右に「新県政推進参事及び」を加える。

(出納局決裁規程の一部改正)

第7条 出納局決裁規程(昭和42年兵庫県訓令甲第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「本庁」の右に「、新県政推進室」を加え、「知事室」を「秘書広報室」に改め、「置く参事(」の右に「新県政推進参事、」を加える。

(執務環境規程の一部改正)

第8条 執務環境規程(昭和49年兵庫県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第4条中「長(」の右に「新県政推進参事及び」を加える。

(職員安全健康管理規程の一部改正)

第9条 職員安全健康管理規程(昭和50年兵庫県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第378条に規定する」の右に「新県政推進参事、」を加える。

(情報管理規程の一部改正)

第10条 情報管理規程(昭和51年兵庫県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「各局長(」の右に「新県政推進室の次長、」を加え、「知事室長」を「秘書広報室長」に改める。

第4条中「課長(」の右に「新県政推進参事及び」を加える。

(附属機関の幹事の指定に関する規程の一部改正)

第11条 附属機関の幹事の指定に関する規程(平成12年兵庫県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

本則の表県民生活審議会の項中「企画県民部知事室芸術文化課長」を「企画県民部秘書広報室芸術文化課長」に改め、同表交通安全対策会議の項中

「企画県民部政策調整局広報戦略課長  
企画県民部企画財政局財政課長  
企画県民部企画財政局市町振興課長」

を

「企画県民部企画財政局財政課長  
企画県民部企画財政局市町振興課長  
企画県民部秘書広報室広報戦略課長」

に改め、同表青少年愛護審議会の項中

「企画県民部政策調整局広報戦略課長  
企画県民部管理局教育課長  
企画県民部知事室芸術文化課長」

を

「企画県民部管理局教育課長  
企画県民部秘書広報室広報戦略課長  
企画県民部秘書広報室芸術文化課長」

に改め、同表石油コンビナート等防災本部の項中「企画県民部政策調整局広報戦略課長」を「企画県民部秘書広報室広報戦略課長」に改め、同表国民保護協議会の項中

「企画県民部政策調整局広報戦略課長  
企画県民部企画財政局総務課長」

を

「企画県民部企画財政局総務課長  
企画県民部秘書広報室広報戦略課長」

に改め、同表障害福祉審議会の項中  
「企画県民部政策調整局広報戦略課長  
企画県民部企画財政局税務課長  
企画県民部企画財政局市町振興課長」  
を  
「企画県民部企画財政局税務課長  
企画県民部企画財政局市町振興課長  
企画県民部秘書広報室広報戦略課長」  
に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第1条中決裁規程第2条第1号の改正規定（「知事室長」を「秘書広報室長」に改める部分に限る。）、同訓令第6条第2項第7号の改正規定（「知事室」を「秘書広報室」に改める部分に限る。）並びに同訓令別表第1企画県民部の部広報戦略課の項及び広聴課の項を削り、同部秘書課の項の次に次のように加える改正規定、第2条中職員服務規程第2条第3号の改正規定（「知事室長」を「秘書広報室長」に改める部分に限る。）、第3条中公印規程第3条第1項及び第2項の改正規定、第7条中出納局決裁規程第3条第2項の改正規定（「知事室」を「秘書広報室」に改める部分に限る。）、第10条中情報管理規程第3条第3項の改正規定（「知事室長」を「秘書広報室長」に改める部分に限る。）並びに第11条の規定は、令和3年8月16日から施行する。